

架空請求ハガキ

「総合消費料金未納分訴訟最終通告書」というハガキが届きました。身に覚えがありませんが、どのように対処したらいいのでしょうか？

Q

「民事訴訟〇〇センター」など、公的機関と思わせる名称をかたり、訴訟への不安をあおって消費者から連絡させる手口です。

確認のためや支払意思のないことを伝えるためであったとしても、消費者から連絡することによって、電話番号等の個人情報が知られてしまうおそれがあります。ハガキに記載された連絡先に連絡してはいけません。

訴訟の通知は、裁判所から「特別送達」という、原則として郵便職員が名宛人に手渡す特別な郵便方法で届きます。ハガキなどの普通郵便で届くことはありません。

なお、本当の裁判所からの通知を放置した場合、不利益を受けるおそれがあります。本当の裁判所からの通知かどうか分からない時には、消費生活相談窓口にご相談ください。

A

12月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます。電話による予約制で、各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	予約電話番号	相談会場	専門相談員配置日	予約電話番号
垂井町	12/ 5(火)、19(火)	22-1151	神戸町	12/11(月)、25(月)	27-3111
関ヶ原町	12/12(火)、26(火)	43-0070	輪之内町	12/ 7(木)、21(木)	68-0185
養老町	12/ 4(月)、18(月)	32-1108	安八町	12/14(木)、28(木)	64-3111